

部落差別解消推進法が施行されました

部落差別の問題（同和問題）は、日本の歴史的な過程で生み出され、特定の地域の出身であることや、そこに住んでいるという理由だけでさまざまな差別を受ける日本固有の重大な人権侵害です。

残念ながら、今なお、結婚の際の身元調査をはじめ、就職試験で本人の能力や適性に全く関係のない、本籍地や親の職業を尋ねるなどの行為、インターネットに差別を助長するような書き込みをするなどの行為が発生しています。

このよろづや、「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）が、2016年（平成28）年12月に成立しました。この法律は、全ての国民に基本的人権を保障する日本国憲法の理念にのっとり、「部落差別は許されないものである」との認識の下に、これを解消することを目的として施行されました。

国や地方公共団体に対し、部落差別の解消に関する施策として相談体制の充実や教育啓発の推進を行うことを求めており、その結果として国民一人一人の理解が自発的に深まり、「部落差別のない社会が実現される」ことを目的としています。

本村においても、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会の実現に努めています。

〈問い合わせ〉

役場 人権対策課 人権同和対策係
TEL(67) 2708

南阿蘇村 子育て支援センター わくわくひろばの ご案内

子育て支援センター（わくわくひろば）では、0歳児から就学前のお子さんとその家族、妊婦さんを対象にいろいろな皆さんと育児情報交換や共有、相談の場、親子で自由に遊べる場を提供しています。子育てを楽しみながら、季節の行事やお誕生日会、おやつ作り、小物作りも行っています。どうぞお気軽に遊びください。

■場所

長陽保健センター内
(温泉センター・ウィナス園)

■開所日

毎週月曜～金曜(土・日・祝日および年末年始は休み)

■開所時間

午前10時～午後3時

無料(イベントなど
の材料費を別途いた
だことがあります)



〈問い合わせ〉

南阿蘇村子育て支援センター
わくわく広場
TEL(67) 2125



Vol.49

【お問い合わせ】
南阿蘇消費者相談室
TEL(67) 2244
相談日 火曜・木曜日
午前10時～午後3時
旧久木野庁舎

- 最近の事例
・携帯のSMSに「情報サイトの利用料が発生している。本日中に連絡がなければ法的措置を取る」とのメッセージが届いたが、身に覚えがない。
 - ・スマートフォンのSMSに、「サイトの退会料の支払いをするように」というメッセージが届いた。普段、スマホではニュースを見るくらいで、登録した覚えはない。
 - ・携帯のSMSに「有料動画サイトの利用歴があるが、料金が未納となっていました。今日中に登録をしなければ身辺調査を行い、提訴する。至急連絡をするように」というメッセージが届いた。
- 相談室からのアドバイス
 - 慌てて電話をかけない
「期日までに連絡をするように」と書いてあっても、決して連絡しないでください。業者からの請求がエスカレートする場合があります。
 - すぐに支払いをしない
「訴訟を起こす」「弁護士対応になる」など不安を抱く業者は、業者の常套手段です。一度支払ってしまうと、お金を取り戻すことは難しいです。
 - SMSの設定を変更する
迷惑メールが多く届く場合は受信拒否の設定ができる場合があります。設定の方法は、携帯電話各社のホームページやお客様窓口で確認してください。